

東通原子力発電所 1 号機原子炉施設保安規定変更認可申請 変更の概要

※「第 1 9 次東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」の「変更前後比較表」において、条文番号の記載に誤記があったことから、当該箇所の訂正を目的に、下線部分を変更するもの。

変更前					変更後																																																
第 2 章 品質保証 (品質保証計画) 第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 表 3－1 一次・二次文書一覧表 (中略) <table><tr><th>保安規定第 3 条の記載項目</th><th>二次文書名</th><th>承認者(管理箇所)</th><th>文書番号</th><th>第 3 条以外の関連条文</th></tr><tr><td rowspan="4">7.1 7.5</td><td>原子力QMS 保守業務運用要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－5</td><td>第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～第 108 条の 3</td></tr><tr><td>原子力QMS 原子力災害対策実施要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－6</td><td>第 107 条～第 116 条, 第 120 条</td></tr><tr><td>原子力QMS 一般業務適用要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－7</td><td>第 8 条～第 9 条の 3</td></tr><tr><td>原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領</td><td>実施部門の管理責任者</td><td>原品 7－1 2</td><td>第 2 条の 2, 第 2 条の 3</td></tr></table>					保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文	7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～ 第 108 条の 3	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－6	第 107 条～第 116 条, 第 120 条	原子力QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－7	第 8 条～第 9 条の 3	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7－1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3	第 2 章 品質保証 (品質保証計画) 第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 表 3－1 一次・二次文書一覧表 (中略) <table><tr><th>保安規定第 3 条の記載項目</th><th>二次文書名</th><th>承認者(管理箇所)</th><th>文書番号</th><th>第 3 条以外の関連条文</th></tr><tr><td rowspan="4">7.1 7.5</td><td>原子力QMS 保守業務運用要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－5</td><td>第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～第 106 条の 3</td></tr><tr><td>原子力QMS 原子力災害対策実施要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－6</td><td>第 107 条～第 116 条, 第 120 条</td></tr><tr><td>原子力QMS 一般業務適用要領</td><td>原子力部長 (原子力部)</td><td>原 7－7</td><td>第 8 条～第 9 条の 3</td></tr><tr><td>原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領</td><td>実施部門の管理責任者</td><td>原品 7－1 2</td><td>第 2 条の 2, 第 2 条の 3</td></tr></table>					保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文	7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～ 第 106 条の 3	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－6	第 107 条～第 116 条, 第 120 条	原子力QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－7	第 8 条～第 9 条の 3	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7－1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3
保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文																																																	
7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～ 第 108 条の 3																																																	
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－6	第 107 条～第 116 条, 第 120 条																																																	
	原子力QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－7	第 8 条～第 9 条の 3																																																	
	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7－1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3																																																	
保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文																																																	
7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条～第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条～第 44 条, 第 47 条, 第 49 条～第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条～第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条～ 第 106 条の 3																																																	
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－6	第 107 条～第 116 条, 第 120 条																																																	
	原子力QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7－7	第 8 条～第 9 条の 3																																																	
	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7－1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3																																																	
(以降、省略)					(以降、省略)																																																